

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の改正について

1 改正理由

本市では「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指すため、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」(以下、「条例」という。)を制定しています。

本条例は、多様な性のあり方を尊重していくことを明確に示すため、平成31年に全面改正を行いました。その後、社会情勢や価値観、ライフスタイルが変化したことに合わせて、迅速かつ的確に適応していくことの必要性も生じてきたことから、「第6次横須賀市男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえ、本条例を一部改正しました。

2 主な改正内容

(1) 性別等に基づく暴力に関する規定の見直し(第2条第8号関係)

主として女性に対して行われる暴力行為を想定していましたが、性別等に関わらず「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映させました。

用語解説

性別等に基づく暴力

社会にもともとある「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といったジェンダー(社会的・文化的に形成された性別・性差、作り上げられた男性像・女性像)が原因で行われる暴力行為※を指します。

例えば・・・

- ・「女性より男性のほうが優位であるべき」といった思い込みから、男性が女性に対して殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- ・「男らしくない」といった理由で、からかわれる、いじめられる、集団で暴力をふるわれる

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性のみならず、誰もが被害者になりえます。

※“殴る”“蹴る”だけが暴力ではありません。

身体的暴力(暴行)	殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す など
性的暴力(暴行)	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など
心理(精神)的暴力	暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う など
経済的暴力	生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、男性の特権を振りかざす など

(2) 「包括的な性と生殖に関する健康と権利」の考え方の反映(第3条第5号関係)

「性と生殖に関する健康と権利」の考え方について、妊娠、出産等に関わるものとして規定していたため、**包括的な性の健康と権利を含む内容**に改めました。

■ ■ 用語解説 ■ ■

性と生殖に関する健康と権利

すべての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことで、「自分らしく」生きるために大切な考え方です。全ての人々が心も体も健康で幸せに、自分らしく生きるために、「性」や「生殖」に関することについて、自分で決めたり、行動したりできる権利です。

英語では、「Sexual and Reproductive Health and Rights」、頭文字をとって、「SRHR」とも呼称されます。

性に関する健康(セクシュアル・ヘルス)

自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていること。

生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人(無性愛、非性愛の人)問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。

性に関する権利(セクシュアル・ライツ)

セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のこと。自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方(男か女かそのどちらでもないか)を自分で決められる権利。

生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利。妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利。

(3) アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化（第8条関係）

第3条第6号に「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。」と規定されていますが、アウティングの禁止とカミングアウトの強制・制限について、よりわかりやすく明記しました。

■ ■ 用語解説 ■ ■

カミングアウト

自分のセクシュアリティを他の人に伝える事を「カミングアウト」といいます。必ずしなければいけないものではなく、するかしないかは本人の選択です。カミングアウトはとても勇気のいる行為です。もしカミングアウトされたら、大切な事を伝えてくれたと受け止めて、否定せずに話を聞いてください。

アウティング

カミングアウトした本人の許可なく、セクシュアリティを他の人に伝える事（暴露すること、言いふらすこと）を「アウティング」といいます。相手が伝えてくれた事でも、他の人に（家族や親しい間柄でも）知られたくないかもしれません。誰に伝えているか、きちんと本人に確認するようにしましょう

3 条例の施行期日（改正した条例が始まる日） 令和7年4月1日

4 新旧対照表

旧（令和7年3月末まで）	新（令和7年4月から）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（8）暴力 性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>ウ ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。）</p> <p style="text-align: center;">（エ略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（5）全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。</p> <p style="text-align: center;">（第6号略）</p> <p>（性別等による人権侵害の禁止）</p> <p>第8条 全ての人々は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（8）暴力 性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>ウ ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。）</p> <p style="text-align: center;">（エ略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（5）全ての人々が、<u>包括的な</u>性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。</p> <p style="text-align: center;">（第6号略）</p> <p>（性別等による人権侵害の禁止）</p> <p>第8条 全ての人々は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。</p> <p>2 全ての人々は、他人の性的指向又は</p>

<p>(新設)</p> <p>(男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員)</p> <p>第11条 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を3人とする。</p> <p>(推進施設の位置及び名称)</p> <p>第16条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <p>位置 横須賀市本町2丁目1番地</p> <p>名称 デュオよこすか</p>	<p><u>性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。</u></p> <p>(男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員)</p> <p>第11条 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を3人<u>以内</u>とする。</p> <p>(推進施設の位置及び名称)</p> <p>第16条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <p>位置 横須賀市本町2丁目1番地</p> <p>名称 <u>横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設</u></p>
---	--